

議案第 100 号大阪市立環境科学研究所条例を廃止する条例案、議案第 101 号地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所への職員の引継ぎに関する条例案及び議案第 166 号大阪市立環境科学研究センター条例案に対する附帯決議

統合して発足する地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所及び大阪市立環境科学研究センターの運営にあたっては、以下の事項を遵守すること。

1. 人員及び予算については、市民の命と健康が守られるよう十分に確保すること。
2. 人材を育成・継承し、設備投資を行い、これまで以上に機能強化を図ること。
3. 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所にかかる大阪府・市の財政負担割合については、今後は、組織変更に応じた負担割合とすること。
4. 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所については、本市の地方衛生研究所として位置づけられているので、本市として必要な検査・調査・研究等が確実に実施される制度を構築すること。
5. 健康危機事象発生時及びその他市長が必要と認める場合は、市長の指示のもとに十分に対応すること。
6. 検査機器や建物の使用等にあたっては、十分に連携を図り、円滑に実施すること。
7. 今後制定する中期目標において上記 1~6 を反映させ、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所との協定書締結等、制度的な担保を行うこと。